

社会福祉法人朝霞地区福祉会  
指定短期入所生活介護事業所「朝光苑短期入所生活介護事業所」運営規程

平成17年10月1日

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人朝霞地区福祉会が指定短期入所生活介護事業所「朝光苑短期入所生活介護事業所」(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者等(以下、「要介護者等」という。)に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の従業者は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- 一 名称 朝光苑短期入所生活介護事業所
- 二 所在地 朝霞市青葉台1丁目10番32号
- 三 定員 14人

(事業所の職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 施設長 1人(指定介護老人福祉施設「朝光苑」と兼務)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医師 内科医師(嘱託) 1人(指定介護老人福祉施設「朝光苑」と兼務)  
精神科医師(嘱託) 1人(指定介護老人福祉施設「朝光苑」と兼務)  
医師は、利用者の健康状況をチェックし、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。
- 三 生活相談員 1人(指定介護老人福祉施設「朝光苑」と兼務)  
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

- 四 看護職員 4人（指定介護老人福祉施設「朝光苑」と兼務）  
看護職員は、利用者の日々の健康状態チェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- 五 介護職員 36人（指定介護老人福祉施設「朝光苑」と兼務）  
介護職員は、利用者の入浴、給食等の介護及び援助を行う。
- 六 管理栄養士又は栄養士 1人（指定介護老人福祉施設「朝光苑」と兼務）  
管理栄養士又は栄養士は、給食の献立の作成、栄養管理・栄養ケアマネジメント、利用者の栄養指導等給食の管理を行う。
- 七 機能訓練指導員 2人（指定介護老人福祉施設「朝光苑」と兼務）  
機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。
- 八 事務職員 必要な員数（指定介護老人福祉施設「朝光苑」と兼務）  
事務職員は、必要な事務を行う。
- 九 介護支援専門員 1人（指定介護老人福祉施設「朝光苑」と兼務）  
介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。

（指定短期入所生活介護の内容）

第5条 指定短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

- 一 利用の対象者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者とする。
- 二 利用者は、短期入所生活介護施設に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受ける。
- 三 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上での必要な援助を行う。
- 四 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又その家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 五 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 六 指定短期入所生活介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

（短期入所生活介護計画の作成）

第6条 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を

踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成するものとする。

- 2 管理者は、上記の短期入所生活介護計画を作成した時、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。
- 3 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成し、利用者等の同意を得て交付するものとする。

(指定短期入所生活介護の利用料及びその他の費用の額)

第7条 指定短期入所生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、基準額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

- 2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。
  - 一 食費 1日当たり1,392円(食費の負担限度額において、第一段階から第三段階の方については各々負担限度額)
  - 二 滞在費(多床室) 1日当たり855円(滞在費の負担限度額において、第一段階から第三段階の方については各々負担限度額)
  - 三 その他日常生活上の便宜に係る費用 実費
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常を送迎の実施地域)

第8条 通常を送迎の実施地域は、朝霞市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- 一 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- 二 火気の取り扱いに注意すること。
- 三 けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- 四 その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第10条 指定短期入所生活介護の提供に当たる者は、サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は予め事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行

うこととする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1ヶ月以内

二 継続研修 年1回以上

2 従業員は、個人情報保護規程を遵守し、個人の利益を損ねないように務める。

3 利用者等からの苦情については、苦情解決の体制整備要綱で対応し、適切な解決を行う。

4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人朝霞地区福祉社会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、理事会議決日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年3月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。